

○安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
別表(第5条関係)

政務調査費使途基準

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 研究研修費 | 議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費、又は他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等) |
| 調査旅費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等) |
| 資料作成費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等) |
| 資料購入費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 広報費 | 議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等) |
| 広聴費 | 議員が市民からの市政及び議会等に対する要望及び意見を聞くための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等) |
| その他の経費 | 上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費 |